

糸魚川市いじめ防止基本方針

平成26年12月

糸魚川市・糸魚川市教育委員会

目 次

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの理解	1
3 いじめの防止等のための責務	2
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 市及び教育委員会が実施する施策	4
2 学校が実施する施策	6
第3章 重大事態への対処	9
1 重大事態の発生	9
2 学校又は教育委員会による調査	9
3 市長による再調査及び措置	10
第4章 いじめの防止等のための取組に関する事項	11

はじめに

次代を担う子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの健やかな成長は、社会全体の切なる願いである。そして、子どもたちが自分の将来に夢と希望をもって生きていける社会をつくることは、大人の責務である。

しかし、いじめや暴力は、子どもの心身や生命に被害を及ぼすだけでなく、その後の生き方や人生にも深刻な影響を与えることもあり、社会問題となっている。いじめを防止するためには、いじめを他人事と捉えることなく、全市民がいじめ問題に対し課題意識をもち、それぞれの立場での役割を自覚し、責務を果たしていくことが大切である。

糸魚川市は、「子ども一貫教育」を推進しており、「ひとみかがやく　日本一の子ども」の実現には、いじめのない社会の構築が必要である。

このため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。）及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、糸魚川市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の方針を定めるものである。

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるとともに、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体又は生命に重大な危険を及ぼすおそれのある行為である。

いじめは、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、市、学校、家庭、地域、その他の関係者が、それぞれの役割を自覚して連携し、いじめのない社会の実現に向けて取り組むものである。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係^{*1}にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響^{*2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

① いじめの認知及びその後の対応における留意事項

ア いじめを受けた児童生徒の聞き取り等を行う際には、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こった時のいじめられた児童生徒本人の表情や様子、周辺の状況等を客観的に確認する。

イ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

ウ 一見してけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童生徒の被害性に着目して状況を見極める。

エ 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない態様（例；インターネット上の悪口等）についても、加害行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を行う。

オ 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまつ

たような場合について、その行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分に加味した上で対応する。

カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、警察に相談又は通報し、適切に援助を受ける。

② 具体的ないじめの態様として、以下のようなものがある。

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク インターネットを通じて誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめの理解

いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうるものである。そして、誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなる可能性がある。

また、いじめは、大人の目が届かない時間、空間で起こりがちである。ふざけていたといいういじめもあるが、いじめにあたるかあたらないかは、いじめられた子どもの立場に立って判断するものである。サインも見えにくく、周囲が気付いた時には、深刻な状況になっていることもある。

このように、いじめの特性を理解し、未然に防ぐ努力が重要である。起こってしまったら、できる限り早い段階でやめさせる。そのために、家庭・地域・学校など社会全体がいじめを起こさない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、速やかに、かつ、適切に教え導くことが重要である。

3 いじめの防止等のための責務

(1) 市及び教育委員会の責務

① 糸魚川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を定め、これに基づきいじめの防止等の必要な施策を総合的に計画し、実施する。

② 学校、家庭、地域の連携を強化し、日頃から社会全体でいじめの予防や対策に努める。

③ 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置する。

(2) 学校の責務

① 全ての教育活動を通じ全ての児童生徒に、いじめは決して許されないことの理解を促し、

誰もが安心して生活できる学校づくりを進める。

- ② 児童生徒が主体となっていじめのない学校にしようという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるように指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう家庭、地域や教育委員会等の関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めると共に、校長のリーダーシップのもといじめの防止等を組織的に推進する。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況把握に努める。

(3) 児童生徒の責務

- ① いじめは許されないことを理解し、いじめを行わない。
- ② いじめのない学校にするため、いじめを見過ごさず、解決に向けて行動する。

(4) 保護者の責務

- ① 糸魚川市「子ども一貫教育方針」に基づき、児童生徒の自尊感情を高めるために乳幼児期からの愛着形成に努める。
- ② 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」であり、その保護する児童生徒がいじめを行わないよう、規範意識を養うための教育、その他の必要な教育に努める。その保護する児童生徒の加害の事実が明らかになったときは、保護者として責任ある行動をする。
- ③ 保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。
- ④ 糸魚川市及び学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努め、学校や地域と協働していじめ根絶に向けて取り組む。
- ⑤ いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、相談窓口等に相談又は通報する。
- ⑥ 通信機能をもつ機器を子に保持又は使用させる際は、保護者の責任において行う。

(5) 市民の責務

- ① 児童生徒の健やかな成長を願い、学校、地域、家庭、関係機関等が相互に連携していじめの防止等に努める
- ② 市民ぐるみで児童生徒を見守る意識をもち、いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 市及び教育委員会が実施する施策

(1) 糸魚川市いじめ防止基本方針の策定

市及び教育委員会は、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、糸魚川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定する。

(2) いじめの防止等のための組織の設置

① 糸魚川市いじめ防止連絡協議会の設置

法第14条第1項に規定する組織として、糸魚川市いじめ防止連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関、諸団体の連携を円滑に進めるため、学校、教育委員会、警察、法務局、糸魚川市PTA連合会及びその他の関係者で構成し、次に掲げる役割を担う。

ア いじめの防止等に関する関係機関等相互の連絡調整

イ いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有

② 糸魚川市いじめ問題専門委員会の設置

法第14条第3項及び第28条第1項に規定する組織として、糸魚川市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を教育委員会の附属機関として設置する。

専門委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、人権、社会福祉、法律、教育及び青少年の健全育成等に見識を有する第三者による委員で構成し、次に掲げる役割を担う。

ア 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。

イ 市立学校におけるいじめに関する相談や通報を受け、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ 市立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、再発防止に向けた提言を行う。

(3) いじめの防止等のための対策

① いじめの防止のための対策

ア 市及び教育委員会は、市民に対して、いじめの防止の重要性の理解を促すため、いじめの防止の啓発を図る。

イ 教育委員会は、児童生徒の豊かな情操を育み、望ましい人間関係を構築する素地を養うために、教職員を対象とした道徳教育、体験活動等の充実を図るための研修を実施する。

ウ 教育委員会は、学校のいじめに対する取組の効果、有効性を高めるため、学校の取組に対し必要に応じて指導、助言を行い、また、成果のある取組の情報の共有化に努める。

エ 教育委員会は、保護者が法第9条に規定された保護者の責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、家庭への支援を行う。

② いじめの早期発見・早期対応のための対策

ア 教育委員会は、いじめの早期発見・早期対応のために、糸魚川市教育相談センターの機能を生かした教育相談体制の充実を図るとともに、いじめに関する相談窓口の周知を図る。

イ 教育委員会は、インターネットを通じたいじめを防止するため、インターネット上で行われる不適切な書き込み等へ迅速に対応し、県と連携したネットパトロールを実施する。

ウ 教育委員会は、学校が認知したいじめやいじめが疑われる事案に早期に対応し、重大事態となることを防ぐために、学校からの報告を受け、速やかに措置を講ずる。

エ 教育委員会は、学校が行ういじめに関する評価に対し、指導、助言する。

オ 教育委員会は、学校がいじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、適切な情報提供や心身の安定を図るための措置を講ずるように指導、助言する。

カ 教育委員会は、学校がいじめを行った児童生徒とその保護者に対し、行為の重大さの自覚と反省を促すように指導、助言する。

キ 教育委員会は、複数の学校にまたがるいじめの問題に適切に対応するために、事案に係る情報を適切に共有し、学校間の連携協力体制を支援する。

③ 家庭や地域との連携のための対策

ア 市及び教育委員会は、地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や地域へいじめの防止等の取組の普及や啓発に努める。

イ 教育委員会は、地域の実情に応じて、住民の児童生徒への健全育成に関わる意識の向上のため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。

④ 関係機関との連携のための対策

ア 市及び教育委員会は、いじめが犯罪行為として扱われるときに対応するため、警察と連携を密にする。

イ 市及び教育委員会は、いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある事態に対応するため、児童相談所、法務局等の関係機関との連携を図る。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県及び市基本方針に基づき、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、保護者や地域等との連携など、いじめの防止等全体に係る基本的な方向や取組を糸魚川市立学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定める。

また、学校基本方針を体系的、計画的に実行するため、具体的な取組、指導内容のプログラム化に努める。そして、そのいじめの防止等の対策をP D C Aサイクル^{※3}の視点で見直す。

※3 「P D C Aサイクル」とは、実施する一連の活動を、それぞれP l a n（プラン、計画）-D o（ドゥ、実行）-C h e c k（チェック、評価）-A c t i o n（アクション、修正）という観点から管理すること。①P l a n：まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。②D o：役割を決め、動機づけを図りながら具体的な行動を起こす。③C h e c k：途中で成果を測定・評価する。④A c t i o n：必要に応じて修正を加える。この①～④の一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画のプロセスに入り、新たなP D C Aサイクルを進める。

(2) いじめの防止等のための組織の設置

学校は、法第22条の規定により、いじめの防止等に関する措置を実効的、かつ組織的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を設置し、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

① いじめ防止対策委員会の構成員

いじめ防止対策委員会は、当該校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他学校関係者で組織する。

② いじめ防止対策委員会の役割

ア 学校基本方針に基づく、いじめの防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめ又はいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有

ウ いじめ又はいじめが疑われる行為等に関する相談、通報の窓口

エ いじめと認知された、又はいじめの疑いのある事象に対して、情報の収集、事実関係の確認、関係する児童生徒への支援、指導体制及び対応方針の決定、家庭・関係機関との情報の共有と連携

(3) いじめの防止等のための対策

① いじめの防止

ア 児童生徒の豊かな道徳心と情操を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養

うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動の充実を図る。

- イ 全ての児童生徒に「自己有用感」「人間関係づくりの能力」「規範意識」「困難に対し他者と協力して問題解決を図る意欲や態度」を育むために、多面的な児童生徒理解に基づく信頼関係を基盤とした教育活動を実施する。
- ウ わかる授業、できた感動をとおして児童生徒に達成感や成就感を味わわせることを目指し、一人一人を生かす学級・学年・学校の風土をつくる。
- エ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 児童生徒のいじめ根絶の意識を高めるために、児童生徒の主体的な取組を促進する。
- カ 児童生徒がインターネットを通じたいじめへの関与やトラブルを防止するため、児童生徒と保護者に対して、インターネットを利用する情報モラル教育、また、研修会等を実施し、啓発を行う。
- キ 教職員のいじめに対する資質の向上のための研修、啓発を行う。
- ク インターネット被害の拡大を防ぐため、教育委員会と連携し、インターネット上の不適切な情報の削除に取り組む。

② いじめの早期発見

- ア いじめに対して、的確に関わり、積極的に認知し、速やかに対応する。
- イ 定期的なアンケート、また、教育相談の実施及び電話相談窓口の周知など、児童生徒が抱える悩み、不安の状況把握に努める。
- ウ 児童生徒及び保護者に対して、いじめに関する相談窓口の周知を図り、容易に相談できる環境づくりに努める。
- エ 教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、いじめの情報について教職員全員で共有する。

③ いじめへの対処

- ア いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会で対応する。また、事実確認を行い、事実関係を教育委員会へ報告する。
- イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ、調査で明らかになった事実関係を適切な方法で説明する。
- ウ いじめを受けた児童生徒に、安心して学習できる環境や学習機会を提供することに努める。
- エ いじめを行った児童生徒へ、その行為の重大さを自覚させるための指導を行う。また、いじめを行った原因を聞き取り、適切な指導、助言を行う。
- オ いじめを行った児童生徒の保護者に対し、その子への指導を支援、助言する。

④ 家庭や地域との連携

ア 児童生徒の教育について第一義的に責任を負う家庭に対して、人権、道徳意識を高めるために、保護者が児童生徒へ適切な指導を行うように支援、助言する。

イ 地域全体で児童生徒を守り、育てる意識を高めるため、家庭に対して、児童生徒の地域の行事等への参加を働きかける。

⑤ 関係機関との連携

児童生徒の健全な育成を図るために、地域、家庭、関係機関等との幅広い連携と協力を進める。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の意味

いじめによる重大事態は、次に掲げる場合とする。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

ア 自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、当該目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

- ③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとする。

(2) 重大事態の報告

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告する。

- ② 教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けた場合、速やかに市長へ報告する。

2 学校又は教育委員会による調査

(1) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態が発生した場合、当該重大事態に対応するために事実関係を明確にし、その後同種の事態の再発を防止するための調査を行う。

教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けた場合、当該事態の調査を行う調査主体を決定する。

(2) 学校又は教育委員会による初期調査

学校は、いじめ防止対策委員会で、事態に係る情報を収集、整理し、いじめの概要を把握し、その結果を速やかに教育委員会へ報告する。

教育委員会は、学校に対して、必要な指導及び人的体制を含めた支援を行う。また、学校が行う調査結果が十分でないと判断する場合、又は学校の教育活動に支障があると認める場合、教育委員会が調査することができる。

教育委員会は、学校からの報告後、又は自らの調査実施後、速やかに市長に報告するものとする。

(3) 専門委員会による調査

専門委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、調査結果を教育委員会へ報告する。また、再発防止に向けた提言を行う。

(4) 調査結果の報告及び提供

① 市長への報告

教育委員会は、専門委員会からの調査結果を速やかに市長へ報告する。

② いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査結果を提供するとともに、必要に応じて調査の経過を報告する。

(5) 再発防止

教育委員会は、専門委員会からの提言を受け、同様の事態の再発の防止のために必要な措置を講ずる。

3 市長による再調査及び措置

(1) 再調査について

教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に基づき、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止する必要があると認めるときは、法第30条第2項に規定する調査を行うことができる。再調査を行った場合、市長は、その結果を市議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに配慮する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において必要な措置を講じる。

第4章 いじめの防止等のための取組に関する事項

1 いじめの防止等の行動計画

(1) 策定・実施

市基本方針に基づき、いじめの防止等の行動計画を策定し、実施する。

(2) 公表

いじめの防止等の行動計画を広報及びホームページにより公表し、周知を図る。

(3) 点検・確認

教育委員会は、学校基本方針に基づく計画の実施状況について点検、確認する。